

(別添)

令和8年度放射線測定機器校正業務仕様書

- 1 業務の名称
令和8年度放射線測定機器校正業務 (以下「本業務」という。)
- 2 業務の概要
本業務は、放射線測定機器を配備している別表1に記載する機関 (以下「配備機関」という。) にて本業務の校正対象となる放射線測定機器 (以下「校正対象機器」という。) を受け取り、当該機器の校正等を行い、校正対象機器を受け取った配備機関へ納入するものである。
- 3 業務期間
契約締結日から令和9年2月15日まで
- 4 校正対象機器の種類及び業務内容
(1) 校正対象機器の種類及び校正内容
校正対象機器の種類及び校正内容は、以下のとおりとする。

種類	機種名	校正内容
ア GM管式サーベイメータ (β 線)	日立製作所社製 TGS-146B、TGS-1146	校正項目：機器効率 β 線源は ^{36}Cl 又は ^{204}Tl を用いること。 機器効率試験はJIS Z 4329に準じること。 β 線源効率を0.5とした場合の放射能面密度への換算係数を求めること。
イ NaIシンチレーションサーベイメータ (γ 線)	日立製作所社製 TCS-172B、TCS-1172 富士電機製 NHC711	校正項目：線量当量率 (Sv/h) γ 線源は ^{137}Cs を用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511に準じること。
ウ ZnSシンチレーションサーベイメータ (α 線、 β 線)	日立製作所社製 TCS-362/1362	校正項目：機器効率 α 線源は ^{241}Am 又は天然ウランを用いること。 β 線源は ^{36}Cl 又は ^{204}Tl を用いること。 機器効率試験はJIS Z 4329に準じること。 α 線源効率を0.25とした場合の放射能面密度への換算係数を求めること。 β 線源効率を0.5とした場合の放射能面密度への換算係数を求めること。
エ 簡易型サーベイメータ	日立製作所社製 PDR-111	校正項目：線量当量率 (Sv/h) γ 線源は ^{137}Cs を用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511に準じること。
オ 中性子サーベイメータ	日立製作所社製 TPS-451BS、TPS-451C	校正項目：線量当量率 (Sv/h) 中性子線源は $^{241}\text{Am/Be}$ を用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511:2005に準じた線源法 ($^{241}\text{Am/Be}$) であること。
カ 電離箱式サーベイメータ	日立製作所社製 ICS-323C 富士電機製 NHA10123	校正項目：線量当量率 (Sv/h) γ 線源は ^{137}Cs を用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511に準じること。
キ 電子ポケット線量計 (ガンマ線用)	日立製作所社製 PDM-222VC、ADM-112 富士電機社製 CPXANRFB-30	校正項目：線量当量率 (Sv/h) γ 線源は ^{137}Cs を用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511に準じること。 警報動作試験又は警報動作確認を実施すること。
ク 電子ポケット線量計 (中性子線用)	日立製作所社製 ADM-353B 富士電機社製 CPXANRFB-31	校正項目：線量当量 (mSv) 中性子線源は $^{241}\text{Am/Be}$ を用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511:2005に準じること。 警報動作試験又は警報動作確認を実施すること。

ケ 広範囲線量率サーベイメータ	千代田テクノル社製 PRD-ERJ	校正項目：線量当量率 (Sv/h) γ線源は ¹³⁷ Csを用いること。 目盛の校正方法はJIS Z 4511に準じること。 警報動作試験又は警報動作確認を実施すること。
-----------------	----------------------	---

(2) 部品交換及び修繕

GM 管式サーベイメータ (TGS-146B) については、GM 管の機器効率が0.40以上を示さず、GM 管の劣化が認められる場合は、速やかに発注者に報告し、その対応について指示を受けること。
なお、部品交換及び修繕に要する費用は、本業務に含まない。

5 校正対象機器の配備機関及び校正台数

各配備機関の校正台数及び校正対象機器の一覧は、別表1のとおりとする。
なお、校正は、概ね半数ずつ2回に分けて行うこととし、各回の対象機器は別表2のとおりとする。この場合において、第2回の校正対象機器の各配備機関からの受取りは、第1回に係る全ての校正対象機器の納入後とする。ただし、第1回、第2回の具体的な受取り時期等については、別途発注者と受注者が協議することとする。

6 業務計画書の提出

受注者は、速やかに業務工程表、業務方法、連絡先及び業務実施体制を記載した業務計画書を提出し、発注者の承諾を得た後に本業務を開始すること。

7 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

8 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれる場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、その日から7日以内に以下の(1)から(5)までの書類を添付した完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

なお、検査完了後一年の間に校正及び修繕に不備が発見されたときは、受注者の責任において補修すること。

- (1) 校正証明書
- (2) トレーサビリティ証明書
- (3) 校正の体系図
- (4) 各配備機関より校正対象機器を受取及び納入したことが分かるもの
なお、様式については、受注者の任意様式とするが、アからウまでを必ず記載すること。
ア 各配備機関名及び校正対象機器のシリアル番号
イ 各配備機関の受取り及び納入年月日
ウ 受取及び納入を行った受注者の担当者名
- (5) 校正等結果一覧

11 委託料の支払

- (1) 受注者は、10の完了報告が合格と認められた通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求書に係る委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払いを完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

12 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

13 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

14 特記事項

- (1) 校正対象機器の受渡しは各配備機関にて行うこととし、その具体的な受取り時期等は5に記載しており、発注者と受注者が別途協議する。
- (2) 各校正対象機器には校正年月日、校正定数、換算係数等の校正結果を貼ること。
- (3) 校正は、品質を保障するため、日本産業規格JISの記載に準じること。

15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。